

臨床研修規程（平成 16 年 4 月 1 日）

改正	平成 16 年 8 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 7 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 2 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、法人内の基幹型臨床研修病院における医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（研修の目的）

第 2 条 臨床研修は、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けさせることを目的とする。

（医師としての自覚と責任）

第 3 条 臨床研修を受ける医師(以下「研修医」という。)は、指導医等の指導・監督のもとに、医師としての自覚と責任をもって臨床研修に専念するものとする。

第 2 章 募集・採用

（研修マッチング）

第 4 条 臨床研修医の募集は公募により行い、医師臨床研修マッチングシステムを利用して採用手続きを実施する。

（研修医の募集）

第 5 条 募集要項を作成し、研修プログラムとともにホームページへの掲載及び各種説明会等での配布により広く全国に公募する。

（出願手続き）

第 6 条 研修医を志願する者は、指定する出願書類を大学病院臨床研修センターに提出する。

2 前項の出願書類については、募集要項に定める。

（選考）

第 7 条 研修医採用は、あらかじめ募集に応じた者を各臨床研修センターにおいて選考する。

2 採用試験を実施し、各臨床研修管理委員会(以下「管理委員会」という。)において選考のうえ、総合的に評価する。

3 前項の評価に基づき、各臨床研修センターは、臨床研修マッチングシステムに採用希望者の順位を登録する。

（採用）

第 8 条 マッチ者に対しては採用内定者として仮契約書を締結し、医師国家試験合格により正式採用とする。ただし、医師国家試験不合格となった場合は、仮契約を取り消す。

2 医師国家試験合格直後に研修を選択しなかった者が、後に研修を希望し応募した場合には、当該プログラムの定員に対し空席があるときに限り、研修医としての応募資格を認める。

3 仮契約を締結した採用決定者は、医師国家試験合格後医師免許証写し及び採用手続き書類を提出しなければならない。

（研修医の定員）

第 9 条 研修医の定員は、別に定める。

(所属)

第 10 条 研修医は、当該基幹型臨床研修病院の臨床研修センターの所属とし、理事長が任命する。

2 この臨床研修の総括管理者は、当該病院長とする。

(研修の中断及び再開)

第 11 条 各基幹型臨床研修病院の病院長は、研修医からの申し出又は当該管理委員会の判断により、研修の中断及び再開を行うことがある。

2 各基幹型臨床研修病院の病院長は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、臨床研修中断証(様式 2)を交付する。

3 臨床研修を中断した者から臨床研修再開の申し込みがあつたときは、当該病院長は当該臨床研修中断証の内容を考慮し、臨床研修の再開を許可することがある。

第 3 章 研修体制

(臨床研修病院群)

第 12 条 臨床研修は、次の各号に掲げる臨床研修病院群(以下「研修病院」という。)において行う。

(1) 基幹型臨床研修病院

聖マリアンナ医科大学病院

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

川崎市立多摩病院

(2) 協力型臨床研修病院

協力型臨床研修病院は、別に定める。

(3) 臨床研修協力施設

臨床研修協力施設は、別に定める。

2 附属病院等を除く研修病院において 6 ヶ月以上の研修を行う場合、当該期間中の処遇等は当該病院と調整のうえ、定めるものとする。

(卒後研修統括委員会)

第 13 条 法人内の研修施設を統括するため、聖マリアンナ医科大学卒後研修統括委員会(以下「統括委員会」という。)を置く。

2 統括委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(オリエンテーション)

第 14 条 臨床研修の開始に当たっては、大学病院臨床研修センターはオリエンテーションを実施し、臨床研修を受けるに必要な知識の修得を図るものとする。

(研修医の業務)

第 15 条 研修医は、当該臨床研修センター長、第 17 条第 2 項に定めるプログラム責任者及び指導医の指示及び指導の下に、第 17 条に定める各臨床研修プログラムの定めるところに従い、臨床研修を行うものとする。

2 研修医は、オリエンテーション、臨床病理検討会等に参加しなければならない。

3 研修医は、各研修病院の医療安全管理体制に従い、患者に対しては責任を持って事故の発生を未然に防ぐとともに、万一事故が発生した場合には速やかに所定の手続をとらなければならない。

(研修期間)

第 16 条 研修医の研修期間は、2 年とする。

2 研修期間中、病気等の事由により研修を休止した場合は、その期間の研修を充足させることがある。

(研修プログラム)

第 17 条 各研修プログラムは、必修研修、選択必修研修及び選択研修から構成される。

2 各臨床研修センターに、プログラム責任者及び副プログラム責任者を置く。

(プログラム責任者)

第 18 条 前条第 2 項に定めるプログラム責任者は、研修プログラムを作成し、管理を行うものとする。

(臨床指導責任者)

第 19 条 研修医が研修する各診療科・部門に臨床指導責任者を置く。

2 臨床指導責任者は診療科・部門の長とし、臨床指導医を指導し臨床研修の実施・管理に当たるとともに、研修医の評価を統括する。

(臨床指導医)

第 20 条 研修医が研修する各診療科・部門に臨床指導医を置く。

2 臨床指導医は、各診療科・部門の研修期間を通して調整等を行い、研修医を指導する。

(指導医の要件)

第 21 条 臨床指導医(以下「指導医」という。)は、プライマリー・ケアを中心とした指導を行うことができる経験と能力を有するものとし、原則として 7 年以上の臨床経験を有する者とする。

2 指導医は、本学その他において開催される指導医のための講習会等に参加することを通じて指導能力の向上に努めなければならない。

(研修実施責任者)

第 22 条 本規程第 12 条第 2 号及び第 3 号の研修病院に研修実施責任者を置く。研修実施責任者は指導医を兼務することができる。

2 研修実施責任者は、当該研修病院における臨床研修を管理する。

3 研修実施責任者は、当該病院長が委嘱する。

第 4 章 評価及び修了判定

(評価)

第 23 条 研修医の知識・技能・態度の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。

2 評価は、指導医等による日常的な観察を通じての評価及び研修医の自己評価並びに症例レポート等の評価その他による。

(評価方法)

第 24 条 各管理委員会は、年次終了時に、研修医の自己評価と指導医からの評価表に基づき評価を実施する。評価表は各臨床研修センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において管理する。

2 指導医は、評価結果を研修医に説明するとともに、その結果に基づき適切な助言・指導を行う。

3 研修医は、2 年次研修終了時に凝縮ポートフォリオを当該運営委員会に提出するものとする。

(総合評価及び修了判定)

第 25 条 各管理委員会は、2 年次研修終了後に運営委員会から提出された評価表その他の評価資料、並びに研修医の凝縮ポートフォリオに基づき、研修到達目標の達成度を総合評価し、研修修了の判定を行い、その結果を当該病院長に報告する。

(修了認定)

第 26 条 前条において修了と判定された者には、当該病院長は研修修了の認定を行い臨床研修修了証(様式 3)を交付する。

2 臨床研修を修了したものと認められないときは、臨床研修未修了理由書(様式 4)により通知する。

3 臨床研修の再履修が必要と認められるときは、再履修通知書(様式 5)により通知する。

(指導医の評価)

第 27 条 各管理委員会は、指導医の指導力向上を目的として、研修医による指導医評価を行う。評価表は当該運営委員会を経て当該管理委員会において管理する。

第5章 給与・福利

(給与・手当等)

第28条 研修医の給与は、基本給及び手当とする。

- 2 研修医の基本給は、月額 200,000 円とする。
- 3 研修医の研修手当は、月額 30,000 円とする。
- 4 研修医の日直・宿直手当は、次のとおりとする。

宿直手当			日直手当
平日	土曜日	日曜日祭日等	日曜日祭日等
大学・東横・西部及び多摩病院 17:00～8:30	大学・東横・西部及び多摩病院 12:30～8:30	大学・東横・西部及び多摩病院 17:00～8:30	大学・東横・西部及び多摩病院 8:30～17:00
11,000 円	17,500 円	12,500 円	12,500 円

- 5 研修医には賞与を支給しない。
- 6 研修医には退職金を支給しない。
- 7 研修医には、給与規程の規定のうち、通勤手当及び不就業の場合の給与に関する条項は適用する。
(福利)

第29条 研修医は日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済(健康保険・年金)に加入する。

- 2 慶弔見舞金は、慶弔見舞金規程に基づき支給する。

第6章 服務

(出勤の記録)

第30条 研修医は、始業時刻から研修できるよう出勤しなければならない。

- 2 研修医は、出勤時に自ら出勤簿に押印し、出勤を記録しなければならない。
- 3 前項の手続きを怠った場合は、当日を欠勤として取り扱うことがある。

(諸手続等)

第31条 研修医が休暇・欠勤・遅刻・出張・外出及び早退等をしようとするときは、次の手続を経なければならない。

(1) 前日までに所定の願・届書により当該臨床研修センター長に届出を行う。ただし、急を要する場合又はやむを得ない場合は、口頭により願い出て、事後すみやかに届出を行う。

(2) 負傷又は疾病による欠勤が引き続き4日以上にわたる場合は、医師の診断書を前号の願・届書に添付する。

(3) 前各号の願・届出を行うときは、当該臨床指導責任者に必要事項の申し送りを行わなければならない。

(4) 出張終了後は、速やかに報告書を当該臨床研修センター長に提出する。

(勤務時間)

第32条 研修医の勤務時間は、研修病院における勤務規則の定めるところによる。ただし、研修医が自主的に行う研修についてはこの限りではない。

2 始業時刻及び終業時刻については、臨床研修を行う診療科等の研修内容に応じて変更できるものとする。

(日直・宿直勤務)

第33条 各基幹型臨床研修病院の病院長は、必要と認めたときは研修医に日直・宿直勤務を命じることができる。

- 2 研修医のみによる日直又は宿直は、原則として認めないものとする。

(休日)

第 34 条 研修医の休日は、勤務規則の定めるところによる。ただし、指定休日は教員の取扱いに準ずる。

2 研修上やむを得ないときは、勤務規則に定める休日を、他の日に振り替えることができる。休日の振り替えを命じられた場合は、正当な事由なくこれを拒むことはできない。

3 振り替えられた休日の勤務は通常の勤務とし、休日勤務の規定を適用しない。

(年次有給休暇)

第 35 条 研修医の年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。

1 年目 10 日

2 年目 前年度勤務日数の 8 割以上勤務した者 11 日

2 年次有給休暇は、研修医から請求のあつたときに与える。ただし、研修の正常な運営を妨げるときは、その日時を変更して与えることができる。

3 年次休暇の翌年度への繰り越しは行わないものとする。

(健康管理)

第 36 条 研修医は、安全衛生に関する法令並びに当該病院の定めた諸規程諸規則を守り、安全衛生の保持に努めなければならない。

2 研修医は、次の各号に定める健康診断等を受けなければならない。

(1) 定期健康診断

(2) 特殊勤務者検診(法の定めるところによる)

(3) 伝染病等により、臨時に必要な生じた検診及び予防接種

3 健康診断の結果、産業医が異状を認めた場合には、その状況に応じて健康保持に必要な措置を講ずることができる。

(規則の適用)

第 37 条 この規程に定めるもののほか、研修医に対しては、教職員勤務規則の規定のうち、届出、勤務規律、休日、特別休暇、夏季・厚生休暇、退職及び解雇、安全衛生及び健康診断、災害補償、表彰及び懲戒、福利厚生、知的財産権に関する条項は適用する。

第 7 章 補則

(雑則)

第 38 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 「卒後教育の医学研修に関する規程」(昭和 54 年 4 月 1 日)は、平成 15 年度採用研修医の研修修了日をもって廃止する。

附 則 以上の諸規程等の改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略